

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第3号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
請 願 者	文京区小石川二丁目21番8号 文京春闘共闘会議 議長 大 谷 昇
紹介議員	海 津 敦 子 板 倉 美千代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

日本の最低賃金は、地域別最低賃金と特定最低賃金となっています。多くの労働者に影響するのは、都道府県ごとに4つのランクに分けられた地域別最低賃金ですが、2020年（令和2年）の改定では、最高額は東京都の1,013円、最低額は7県で792円です。これらの時給では毎日フルタイムで働いても月11万円～15万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。

しかも、地域間格差が221円と大きく、地方から都市部へ労働力流出の原因となり、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。経済を再生させるうえで、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、必要不可欠な経済対策です。

全労連と労働総研が行った最低生計費調査によれば、健康で文化的な生活をするうえで必要な生計費に、地域による大きな格差は認められませんでした。これは、都市部の物価高、特に家賃と、地方で必須となる自家用車の維持費がほぼ同額となっている事によります。また若者が自立した生活に必要な生計費は、月に22万円～24万円（税込み）が必要との結果が出ています。これは月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後にあたります。世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準です。また、ほとんどの国が全国一律制で、地域別はカナダ、中国などの超大国が採用しています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。現行の「業務改善助成金事業」は高度な生産性向上の施設導入が求められるなど利用しづらく、毎年予算を残す状態で不評です。ヨーロッパ諸国や韓国等で行われているような社会保険料の減免など大胆な助成が不可欠です。

公正取引の観点からも、大企業が適正な単価によって、下請け企業の利益と労働者の賃金水準を保障することが必要です。労働者・国民の購買力を引き上げることで、地域の中小商店・零細企業の営業が改善されます。このような地域循環型経済の確立が求められています。

今回の請願にあたって、特に最低賃金を全国一律制に改めること、そのための中小企業への支援を求めることの2点に絞りました。その理由は、コロナ禍にあって、最低賃金の地域間格差を解消することが緊急課題であると、広く各界が求めるようになってきたからです。

とくに、全国知事会が全国一律化を提言しているのを始め、日弁連は5月に「全国一律最低賃金制度を実現すべきである」との会長声明を発表し、また経団連からは中西宏明元会長らが「地方の最低賃金のボトムアップ」と政府に意見書を上げ、自民党の最賃議連が全国一律化と低ランク地域の大幅引き上げを提言しました。これを受けて、今年の中央最低賃金審議会では、地域間格差を生み出すランク制度について「目安制度の在り方」の検討を始めました。

文京区議会にこの請願を採択していただくことは、現在の最低賃金額が最も高い地域の議会から出されたという意味で極めて影響力があり、最低賃金法改正に進むための先進的な取り組みになると考えております。

以上の理由により貴議会におかれましては、下記の請願を採択され、政府ならびに関係省庁に対して要望書を提出していただくようお願いいたします。

請願事項

- 1 最低賃金の地域間格差をなくし全国一律の制度とするため、最低賃金法の改正を行うこと。
- 2 最低賃金の引き上げが進むよう、中小企業への経営支援を拡充すること。